

第四十六回 参議院建設委員会會議録第六号

昭和三十九年二月十八日(火曜日)

午前十時十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
増原 恵吉君
武内 五郎君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
小山邦太郎君
高橋進太郎君
村上 春蔵君
瀬谷 英行君
中尾 辰義君
田上 松衛君

國務大臣

建設大臣 河野 一郎君

府委員

建設大臣官房長 平井 学君

建設大臣官房會計課長 吉兼 三郎君

建設省計画局長 町田 充君

建設省都市局長 鶴海良一郎君

建設省河川局長 畑谷 正実君

建設省住宅局長 前田 光嘉君

建設省官繕局長 建部 仁彦君

事務局側
常任委員 中島 博君
会専門員

本日の會議に付した案件

○首都高速道路公団法の一部を改正す

る法律案(内閣送付、予備審査)

○日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査

(建設行政の基本政策に関する件)

(昭和三十九年度建設省関係予算に関する件)

○派遣委員の報告

○委員長(北村暢君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

先ほどの委員長及び理事打ち合わせの結果を御報告いたします。

本日は、初めに、去る一月二十九日予備付託になりました首都高速道路公団法の一部を改正する法律案、本月三日予備付託になりました日本住宅公団法等の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取した後、前回行ないました建設大臣の建設行政の基本政策に対する質疑を続け、先般実施いたしました近畿地方における建設事業の調査につきまして、派遣委員の報告を聴取することにいたしました。と存じます。

○委員長(北村暢君) それでは本日の議事に入ります。

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明をお願いいたします。河野建設大臣。

○國務大臣(河野一郎君) ただいま議題になりました首都高速道路公団法の

一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

来年度新規に着工いたします羽田、横浜線の建設に要する資金を調達いたしますために、国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れることとして、

おりますが、同銀行から外貨を借り入れるにあたりましては、債権者としての同銀行の地位の保護その他につきま

して規定を整備する必要があります。

また現在、首都高速道路公団には管理委員会が置かれ五人の委員が任命されておりますが、新たに、羽田、横浜線の着工に伴い、出資する地方公共団体がふえますので、委員の定数もふやす必要が生じてまいりました。

また、監事の職務権限につきまして、規定を整備する必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由でございますが、次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れることに伴い、同銀行に対する公団の債権についての政府保証、同銀行の債権についての優先弁済権、同銀行に引き渡す債券に伴う外国向けの元利金の支払い及び受領等について所要の規定を整備いたしました。

第二に、管理委員会の委員を二人増員して七人とし、そのうち、出資した地方公共団体の長の推薦にかかわる委員二人を三人といたしました。

第三に、監事は監査の結果に基づき

必要と認めるときは、理事長または建設大臣に意見を提出できるものとした。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(北村暢君) 次に、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案の提案理由の説明をお願いいたします。河野建設大臣。

○國務大臣(河野一郎君) ただいま議題になりました日本住宅公団法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

改正の第一は、日本住宅公団が特別住宅債券を発行することができることとしたこととあります。今日の住宅事情の改善のためには、低廉かつ良質な住宅の供給を増大することが必要であります。このため日本住宅公団の分譲住宅の建設資金の拡充をはかり、かたがた住宅需要者の住宅購入資金の積み立てを奨励するため、宅地債券制度と同様に、住宅購入資金の積み立ての制度を設けることとした次第であります。

このような考えに基づきまして、日本住宅公団は、建設大臣の認可を受け特別住宅債券を発行することができるとし、この特別住宅債券を引き受けた者に対しては、公団が建設した住宅の分譲にあたり特別の取り扱いをすることとし、それに伴い所要の規定を整備したのであります。

改正の第二は、日本住宅公団及び住宅金融公庫の監事は、他の公団等の例に従い、監査の結果に基づき、必要があるとき、総裁または総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができるとしたことであります。

改正の第三は、住宅金融公庫の登記事項についての簡素化をはかることとしたこととあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(北村暢君) ただいま聴取いたしました二法案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(北村暢君) 次に、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

建設行政の基本政策及び昭和三十九年度建設省関係予算について、河野建設大臣に対する質疑を続行いたします。

○瀬谷英行君 この前、予算委員会で大にいろいろ御質問申し上げましたが、十分に意を尽くし得ないまま終わりましたので、あらためて大臣の所信表明に基づいていろいろと御質問いたしたいと思っております。

を整備したのであります。

改正の第二は、日本住宅公団及び住宅金融公庫の監事は、他の公団等の例に従い、監査の結果に基づき、必要があるとき、総裁または総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができるとしたことであります。

改正の第三は、住宅金融公庫の登記事項についての簡素化をはかることとしたこととあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(北村暢君) ただいま聴取いたしました二法案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(北村暢君) 次に、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

建設行政の基本政策及び昭和三十九年度建設省関係予算について、河野建設大臣に対する質疑を続行いたします。

○瀬谷英行君 この前、予算委員会で大にいろいろ御質問申し上げましたが、十分に意を尽くし得ないまま終わりましたので、あらためて大臣の所信表明に基づいていろいろと御質問いたしたいと思っております。

一月三十日に、建設大臣の所信表明がございましたが、大都市への人口と

産業の集中から引き起こされるいわゆる大都市問題と地域格差問題に対する広域的な観点からの処理が切実な問題になってきた、ということ言われておりますが、この人口と産業の集中から引き起こされる大都市問題は、今日住宅問題、交通問題、公害、上下水道、し尿処理等の面で多くの問題を起こしているのですが、広域的観点からの処理というのは、具体的には一体どうするかということについて、大臣の御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣（河野一郎君） これまでも各方面からまだ御意見がありまますように、私といたしましては、たとえば、首都圏整備委員会、近畿圏の委員会、これらの委員会等の御意見も十分拝聴いたしまして、そしてこれら大都市を広域的な見地から整備をしてまいる、たとえば住宅団地をつくり、工場団地をつくり、もしくは教育研究団地をつくるというようなふうにして、そして既存の大都市の整備をはかっていくという考えでございます。

○瀬谷英行君 いま非常に問題になっておるのは、住宅問題並びにこの背景になっている土地の価格の問題ではないかと思うのですが、土地の異常な値上がりというのは、ちよつとほかの物価に比較してつり合いがとれなさ過ぎるくらい異常な値上りを示していると思います。今日たとえ、全国知事会で発行されております「都道府県展望」というような本を見ましても、建設省で発行されておりますところの、発行ですか編集だかどつちかわかりませんが、建設省関係のいろいろの本を見ましても、新聞の社説におきましても、土地問題というのが非常に

関心の的になってきているということ、私から申し上げるまでもなく大臣がとくに御承知のことなんでしょうが、このような異常な土地の値上りを抑制するということ、ゆくりしていい問題じゃないかと思うのです。緊急に手を打たなければならぬことだと思ふのでありますが、いままでのところ、土地価格抑制策に対するこれといったきめ手がないままに進んでいるというのが、現状のような気がするのではありませんか、やはり思い切った手を今日打つ必要があると思うのです。その思い切った土地の価格の抑制策といいますが、そういうものは、大臣としてここではつきりとお示しにならなければならぬと思うのであります、その構想についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣（河野一郎君） 御承知のように、土地の価格と申しますのは、他の物価と違ひまして、その置かれております環境等、もしくはその利用度と申しますか、非常に高低がある。また、そういうことでございまして、その土地が値上がりするに、値上りするだけの理由があつて値上りするものもある。現に東京で申しますれば、ごく一部のところは別にいたしまして、環状線の中もしくは旧都市の住宅地の近くというふうなものになりましますと、私は、比較的上がり方が少ないのじゃないか。それに反して新開地で、そこが商店街になり、利用度が高いというところは、非常に急に上がつていふところ、非常な急に上がつていふところ、値はそれ相応に上がつていふところは言えますけれども、また、一部には全然上がつて

いないところもある。これは一体どういふことかといへば、その効用の度合によつて非常に違ふということが言えると思うのであります。問題は、宅地に利用できる土地がどうかということ、一番おもな問題だと思ふのでございしますが、これとても、需要供給の關係が一番大きなものじゃないか。需要供給の關係が原因をいたしまして、そこに仮需要が起つてくる、思惑が起つてくるというふうなことから、いたずらに刺激をして必要以上に値上げを誘つておるといふことが言えるんじゃないかと思ふのであります。これが抜本的な対策を立てなければいかぬじゃないか、われわれも実は何とかしてこれを押えるようにしたいものだ、適正な宅地を提供できるようにしたいものだといふことで、できる限り努力はいたしておるつもりでございします。もつと思ひ切つて資金を導入し、宅地の造成を大規模にやるといふようなことをすると、もしくは先買いをして、そして公団もしくは政府がこれを施設をして、分割をするといふようなことをすると、ある程度効果があげられるのじゃないかと思ひますけれども、これとても、予算に限度がございまして、そう思うにまかせません。私は、ある程度まで上がつてまいりますれば、あとはここ数年のうちに道路交通整備が、相当に広範に住宅適地を提供することになれ

ば、宅地の値上がりはとまるのじゃないかといふふうに考へて、大都市の周辺の道路整備が一番必要であるといふふうに考へて、目下道路整備に全力をあげておるといふことでございします。法律的にこれを、たとえば税の面で、

もしは思い切つた法律によつて押えるといふようなことは、いろいろ議論はされますけれども、さて、これを法文化しようといふことになりますと、なかなかいろいろの既存法から制肘を受けます、もしくは社会のいろいろな影響等もございまして、抜本的な立案をするといふことには困難をいたしておるといふのが現在の事情でございします。

○瀬谷英行君 法律的に考へてみれば、たとえば憲法二十九条で所有権と申したようなことが保障されてい

るが、そのような憲法に多少違反をするおそれがあるのではないかと、こういふような心配から出ておられるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣（河野一郎君） 現状におきましては、御承知のように、法制局でそういうふうな規定をした法律案を整備することは困難であります。法制局が出すことは困難でございまして、なかなか提案の運びまでいくことはむずかしいことではないか、こう考えま

す。

○瀬谷英行君 憲法の解釈なんですけれども、公共の福祉のためにというところに重点を置けば、私はその所有権の問題をそう苦にする必要はないのじゃないかといふ気がするので。今日の日本国憲法が、じや、どのように解釈されているかといふと、たとえば陸海軍のような軍備は、これは持つていけな

いといふふうにはつきり書いてあるのですけれども、そういう解釈だつて、もうほとんど平気で踏みこまれていふ状況です。私は憲法論争をやるといふことはございせんけれども、それらのことを考へると、この土地のように公共の福祉のために使わなければならないといふような性格のものは、やはり思い切つた措置が必要じゃないかと思ふ。必要とあれば法律的な措置もやはりやらなければならぬのじゃないかといふ気がするので。土地が投機の対象になつて異常な、異常過ぎるほど異常な値上りを示しているにもかかわらず、これに対して思い切つた施策が講ぜられないといふことは、もう弁解の余地なく、これは政治の貧困といふことになつてしまふと思ふ。だから、やはりこれらの問題については思い切つた対策をこ

で講じてみるということが私は必要だ

らうと思ふ。諸外国等の例をあげればどういふことになるか、私は詳しくは存じませんけれども、たとえば読売新聞等に書いてありますが、フランスのドゴールのほうは、地価の頭打ちといふような施策を実際に講じて成功しているといふふうなことも出てい

るわけでありま

す。フランスでできることを日本でもできないといふことは、私はなかりと思ふのでありますけれども、諸外国では、一体この土地価格の値上がりといふものはどのような状況を示しており、どういふ対策を講じているのか、また、日本では、それらの諸外国の例を参考に、何か必要の手続が講ぜられる準備があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

なお、諸外国の例については、政府委員から説明をさせます。

○政府委員（町田充君） 外国の例でござ

ざいですが、私どもも十分な資料がございませんで、詳細な御報告はできませんが、ただいままでのところで私どもが承知いたしております範囲では、たとえば西ドイツにおきましては、連邦建築法といったような統一し

た法制がございまして、これにつきまして、たとえば建築に適した宅地、建築適地において十分に利用されていないというふうな土地に対しては、空閑地税という税制を設けることによって宅地化への促進をはかる。あるいは、これはわが国でも、昨年の国会で御審

議をいただいたわけでございますが、公的な鑑定士というふうな制度を設けて、権威ある地価の鑑定評価をやるというふうな制度があるわけでございます。また、イタリーでは、最近の立法でございますが、一九六三年に土地増加税というふうな制度ができました、

○委員長（北村暢君） 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長（北村暢君）速記を起こして。

議事の都合により、先般実施しました派遣委員の報告を聴取いたします。

田上委員。

○田上松衛君 お許しをいただいです
わったままで行ないます。

北村委員長と私とが、去る一月十日から十三日まで、四日間の日程で近畿地方における建設事業の調査のため、京都、大阪、滋賀、和歌山、奈良の各府県管下の現況を視察してまいりました。

日程の内容から申しますと、第一日は滋賀県に参りまして、名神高速道路の米原隧道の工事状況、国道一号线及び二級国道一六一号線のバイパス計画の起点付近の状況、県工施行中の琵琶湖大橋の現場等を視察いたしました。

第二日は、名神高速道路を通じて、豊中インターから千里山に出て、大阪府並びに日本住宅公団が施行中の千里山ニュータウンの建設状況、午後から堺市臨海工業埋め立て事業の施行状況、国道二六号線等を視察いたしました。

次に、調査の概要と、一、二、所見を申し上げます。

第一は、琵琶湖大橋について、でありますが、同大橋は、湖西の堅田町地先から、湖東の守山町に至る橋の長さ千三百五十メートル、両岸の取り付け道路を入れると、全長二千五百八十六メートルを架設して、二級国道一六一号敦賀・大津線と、一級国道八号線及び

名神直通道路の連絡を短縮し、あわせて、琵琶湖の観光開発に資せんとするものであります。本事業は、県事業で工費総額十四億三千万円、三十七年十一月着工、三十九年九月完成を目標として、現在すでに、二十七の橋脚の基礎鋼管ぐい打ちを終わり、上部工の作業に移ろうとしておるところであります。同橋は、産業道路としてよりは、

二つ目は、千里山ニュータウンについて、であります。この地域は、大阪市の中心部から北に約十五キロ、吹田、豊中の両市にまたがる丘陵地帯で、ここに三百五十万坪を開発し、住

全体の土地利用計画は、道路二二%、公園緑地に二三%、住宅用地四四%、

学校、保健センター等の公共施設用地に六・六％、商工業施設四％と区分され、七本の都市計画街路で十二の住区に分け、一地区単位、約三十万坪の一万人を想定しております。また、住宅の全体計画は、公営住宅八千、公団住宅一万、一般分譲住宅九千、協会住宅等が三千戸で、総事業費は、約六百億円であります。

千里山ニュータウンは、現在、わが国の住宅地建設としては最大の規模を持つものでありまして、新住宅都市としては、初めての事業ともいえるのでありますが、その事業は、一つ地方公共団体である大阪府によって企画実施され、その事業費は、大阪府企業局の三十八年度についてみますと、事業費百六億円は、交付公債によって五十

八億円、事業収入百三十億円のうち、
府の一般会計繰り入れ四十億円で、国
庫補助は、道路、公園等に一億円、上
下水道の起債に十七億円という内容で
あります。いわば、この画期的な新都
市の建設が、地方公共団体の創意と力
によってつくられたものであるといえる

三番目に、臨海工業埋め立て事業について、であります。堺・泉北臨海工

業埋め立て事業は、大阪府企業局の事業として、堺については三十三年、泉北については三十六年に着工、総造成面積は約六百五十万坪、事業総額は六百三十億円という計画であります。三十八年度までの事業進捗は、約五割、進出決定の企業は六十七社、造成地の引き渡し済みのもの、すでに四十社、

現に十八社が操業中でありまして、工場建設中のものが十一社であります。全体計画での工場投資額は、約六千億円で、年間生産高は一兆円、ここに働く従業員数は約四万人と見込まれております。現在わが国保有のしゅんせつ船の約三分の一がここに集まりまして、月産五万坪の埋め立てが行なわれております。和歌山県海南南港の臨海工業埋め立て事業は、三十五年に着手、埋め立てによる土地造成は約四十八万

坪で、ここでの埋め立て費は、坪当たり八千五百円見当で、堺港での一万一千円、千里山の造成費一万円よりも低額を示しております。工業用水については、淀川水系の開発、あるいは紀ノ川・十津川総合開発事業により、将来の確保も可能とされておりますが、なお、今後に残る問題と思ひます。

ます。一級国道は、全般的には改良・舗装が進んで見受けられますが、和歌山・津市線の四二号線、紀南国道は、ほとんど未改良といつてよく、まだ、国道二四号線の京都市伏見・南区の区城は、未改良が目立ちまして、ことに五条市付近の改良工事は、櫻井寺近

か、一、二の補償の難航から解決に長い年月を要してきていることは、公共用地の取得に際して、あらためて一考を要するものと考えられました。また、一、二級国道で、改良・舗装がほぼ完成している路線でも、交通量の増大化で二次改良を行なうか、バイパス路線の建設を必要とされる箇所が少なからず見受けられました。主要地方道と一般地方道は、たとえば滋賀県の例で見ますと、改良が六七%と二九%、舗装は一九%と五%といった状態で、きわめて低率な状況にございます。

名阪国道については、奈良県管内は県内経済事情と道路整備の状況から一般道路として築造し、大阪府及び三重県管内の区間は、道路公団の有料道路として計画されておるようでありまして、道路基準が同一の企画に立つものとしては、問題を将来に残すようにも考えられました。名神高速道路は、昨年七月開設以来、年末までの五カ月間の集計では、平均日量約八千台の利用が見られておりますが、トラック等の貨物車は比較的少ない数字を示しております。これは、まだ区間が栗東までであること、大阪市内への豊中、茨木、阿倍野からの接続道路が淀川をはさんで交通難であること等に起因をいたしていると思われまゝ。なお、事故件数がかんりの数字に達しておりますが、これは車種制限がまだ行なわれていないことに一因があるかと思ひます。

次に、奈良における都市計画並びに公園整備事業について申し上げます。奈良の市街地の現状は、街路が狭く、かつ駐車場の施設も乏しく、目下駐車

場については、都市計画事業として三万台を収容し得る三カ所に建設を計画、また、街路については、交通の最も隘路となつてゐる近鉄奈良駅前の道路約一キロの拡張工事を近鉄の地下鉄乗り入れの計画を進めております。

奈良公園は、古く明治十三年興福寺境内及び春日野等、約四万四千坪の開闢に始まりまして、その後、県立公園として拡張、現在は約百四十八万坪で、昭和三十一年、都市公園法の適用から、その国有地は国から無償貸付を受けているものであります。県としては、県立公園を中心とした第一次五カ年整備計画を立て、総事業費三億五千万円をもつて実施していきたいと思ひておりますが、おもな事業対象となる浅茅ヶ原及び春日野付近の地域の事業費は、照明施設、道路舗装、水路整備及び便所の設置等に要するものであります。古都奈良への内外の観光客が、年間一千万人といわれていることを考えますと、公園施設のおくれている奈良公園の整備が、都市公園法に基づき三分の一の国庫補助の現状では、抜本的な整備の実施はきわめて困難であり、民族文化の誇りの点からも国としての特段の配慮が必要かと思ひます。

なお、河川の総合開発については、淀川水系総合開発の一環として着工されておりました尼ヶ瀬ダムが、昨年末でコンクリート打ちを終わり、また、高山ダムも、久しく補償問題から難航してきた測量調査が、昨年末だいたい妥結し着工される段階になりましたが、詳細については省略させていただきます。ただ、近畿地方の水資源開発や道路

整備等の建設事業について、県民所得や生産力の格差等を考えますと、現在の行政区域が一つの障壁をなしているときの感を深くしたことをつけ加えておきたいと思ひます。

最後に、地元からの要望を若干御報告しておきます。

要望の最も多いのは道路関係でありまして、一級国道については、四二号線の早期改築、第二阪和国道の早期整備、二四号線の奈良街地のバイパス道路の建設、九号線の丹波町・夜久野間及び老ノ坂トンネルの改良、一号线牧方国道及び宇治国道の整備促進、一号线と名神大津インター取り付け道路との立体交差等を要望いたしております。

二級国道につきましては、一六二号、大津市阪本町から名神京都南インター間のバイパス道路の建設、一六五号、大和高田バイパス道路の建設、高槻・橋本線の早期改築等でありまして、また、第二阪奈道路の建設、阪神工業地帯から福知山・舞鶴市を經由、敦賀に至る近畿縦貫高速自動車道の建設計画の推進がござっております。補助事業道路につきましては、いずれの府県も、事業費のワクの拡大、あるいは国道への昇格を訴えております。

河川関係におきましては、紀ノ川改修工事の早期完成、五条市上流の吉野川の直轄施行区域の延長、大和川及び野州川の直轄河川の改修促進、大滝ダム及び入之波ダムの建設等が要望されております。

その他、福知山市長田野工業地帯速成事業の推進、橿原新住宅市街地建設計画に関する資金の融通、公共事業費のワクの増大、地方の財政の拡充のための財政措置等が要望されております。

以上で、概要であります。報告を終わります。

○委員(北村暢君) ただいまの報告に対し、質疑は後日に譲ります。

○委員(北村暢君) それでは大臣に對する質疑を続行いたします。瀬谷君。

○瀬谷英行君 大臣も時間の都合があるようでありますから、私の質問も、問題をしばらくしたいと思います。何と云つても現在の土地問題は、非常に深刻な社会問題を提起しておる現状でありますから、現状分析についての調査を十分に進めなければならぬと思ひます。一体、それらの調査といふものが、どこを中心にして、どのくらい進んでおるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(町田充君) 新しい宅地の需要につきましては、倍増計画でも、一応の規模をいたしまして、五億坪といふふうな数字を出しておるわけでございまして、その後の社会経済情勢の変化に伴ひまして、はたして五億坪でいいものかどうかといふふうな観点から、私どもは、今後人口、産業の配置状況といふふうなものを想定いたしまして、それに基づいて新たに、どこに住宅団地としてどのくらいの規模のもの、工業用地としてどのくらいの規模のものが必要であるといふふうな計算を、全国について現在検討中でございます。

○瀬谷英行君 その結論は、いつごろまでに出されるつもりでありますか。

○政府委員(町田充君) おおむねの試算はでき上がっております。これにつ

きまして、御承知のとおり、政府でも倍増計画のアフター・ケアの作業を現在始めておりますが、その作業と並行して、私どもの試算もあらためて検討したい、こういうことで勉強いたしておる最中でございます。

○瀬谷英行君 今日の土地問題といふものは、私は高度経済成長政策の大きな忘れものじゃないかと思ひます。こういうふうな、たとえば設備投資等に非常に重点が置かれる、そうなる、宅地の問題、あるいは工業用地の問題、したがって交通問題、上下水道の問題、いろいろな部門に波及するといふことは、もうあらかじめ予測されなければならぬ。そういうことが一体予測されなかったものかどうか、もし予測されなかったとすれば、これはやはり手落ちだらうと思ひます。今後の対策、それから事前のこれらの地帯に対する予測ができなかったかどうかといふような点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(町田充君) 倍増計画で想定いたしました五億坪という数字が、その後の実績の検討によりまして、計画自体に相当の見えなかつた要素が出てまいります。たとえば、端的に道路の問題にいたしましても、倍増計画策定の際に予想いたしました自動車保有台数あるいは交通量、そういうものと相当に計画と実績との差異が出てまいっております。そういうことで、この新規の宅地需要の問題にいたしましても、計画策定時以後におきます民間産業の異常な成長、高度の発展、それによりまして相当な違いが出てきておる、そういう現実を踏まえて、私

どもといましては、倍増計画の数字にとらわれない試算を現在検討中であるわけでございます。

○瀬谷英行君 宅地に対する思惑的な需要が非常に増大をしておるといふこと、投機的な需要が非常に増大をしておるといふこと、これらが結局一部の地主であるとか、あるいは不動産業者であるとか、土地ブローカーだけの土地ブームを形づくっていると思うのであります。こういう一部の人のための利益にしかならないような、したがって、大多数の国民が迷惑をするような意味での土地ブームには、水をかける必要があると思うのです。そのためには、住宅についての安心感を一般の国民に与える必要があると思う。つまりここでもって目の色を変えて土地をあたったり、家をつくることを考えたりしなくても、政府の政策によって、住宅というものは、そう個人々々が心配しなくても何とかなるといったような安心感を与えるということが先決だろうと思うのでありますが、今日の住宅計画等が、はたして国民に十分な安心感を与え得るものであるかどうか、はたしてそれだけの対策がこれから進めていかれるのかどうか、これらの点についての大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) お話のように、私も、できることならば、これから、すでに測量し、着手に入っております道路の沿線に、この程度の住宅宅地適地がある、この方面にこういうものがあつて、どのくらいあるのだというようなものを、あわせてこれを発表して、そしてこれを誘導するということにいたしますならば、相当大きな

利用可能なものができてくる。しかも、それと大都市との関係等を詳細説明いたしますならば、供給の面が非常に大幅に増大する。これを大幅に増大することが、とりもなおさず、水をかけることになるだろうというふうな意味におきまして、御承知のように、私が一番期待をしておりますのは、東京・高崎線いまで全く利用の方向に考えられていなかったこの方面の山ろく地帯を、しかも、いずれも一時間以内で東京に到着できる相当膨大な住宅適地がある。しかも、今日まだ非常に安い値、価格で入手できる。これを思惑をする者が買っていくには非常に広過ぎる。これだけあるならばという気持ちになつてくるだろう。そういうふうなものを順次にやつていくことが必要だ。そういう意味で、東京の周辺に、いま三つの大きな柱を立てて、それをせつかく、明年度あたりには一般の人にもぼつぼつ得心のいくように、具体的にあらわれてくるということにしたいと、こう考えておるのであります。

○瀬谷英行君 大臣が「これからの国づくり」というパンフレットを出しておられます。ここに述べておられることは、これは、もう別に社会党とか自民党とかというイデオロギーの相違によつてとかやかく言う性格のものじゃない、住まいの問題とかという、これはもう共通の問題であります、このパンフレットに書いてあるような構想は進めなければならぬと私は思うのです。しかし、その場合に一番障害になるのは、たとへば、すべての公共予算が土地の価格の異常な値上がりによつて食

われてしまふ、挫折をしてしまふといふことが、私は一番おそろしいと思ふ。この中でも、ニュータウンの建設であるとか、あるいは国土縦貫道路といったようなことも述べておられます。ただいま大臣が言われた東京周辺に安い土地を——安い土地といつても、そのうち高くなるかもしれないけれども、発表になれば、新産業都市でも、指定になつたとたんうんと上がつてしまつたという話があるのであります。それが、それらのニュータウンを首都圏の中に早急に建設をして、それから道路についで、いま東京・高崎間のお話がありました、縦貫道路だけではなくて、本州の横断道路をもこれは設置をする、こういうふうな構想がおりなれば、その点はやはり明らかにしてもらつて、そうして便乗をして、その土地の値上がりによつてうまい汁を吸うような人間の介入を許さない、こういうふうなことをもはつきりさせる必要があると私は思ひます。その意味で一番大事なことは、土地のあり方だと思ふのです。先ほど大臣が、これらの問題については議員立法でもつて、そうして社会党も自民党も、あるいは各派共同でもつて議員立法も考へてもらへばいいのじゃないかというお話がございました。その前提となるのは、私は、保守党の考え方を社会党のほうに歩み寄らしてもらわなければいかぬだろうと思ふのです。ということは、ごく一部の地主の利益を守るということを優先しておられます、土地問題は私は解決つかぬと思ふのです。土地というものは、極端に言うならば、公有という方向にもつていかないことには、日本のように限られ

た面積、相当密度の高い人口を持つている国は動きがとれなくなるといふことは、だれが見たってはつきりしていると思ふ。そういう意味で、一体保守党の立場でも、この土地問題について、公共の役に立てるといふことを優先的にするという考え方に立ち得るのかどうか、その点が私はその議員立法を考へる場合にも先決になつてくると思ふのであります。その点について考へ方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 最初にお話しになりましたように、こういう問題の解決は、イデオロギーではない、この点が一番大事だと私は思ひます。原則を公有——公共用途に供する場合に、国有であるべきが前提であるといふことになりまして、われわれは、必ずしもそういうわけにいかない。しかし、それが公有——公共の用途にするために絶対に必要なものについては、私権はある程度制限を受けることが適当であるという程度の、例外として適当であるという意味ならば、私はそこまでわが党としても入り込んで一向差つかえない、こう私は思ふのであります。そこは、問題は原則としてこうだといふことになりまして、そういうわけにいかない。しかし、双方ともそういう意味で妥協する点が、私は話し合つていただくならば、あるのじゃないかというふうな——これはそこまで私は申しはなはだ僭越でございますが、すけれども、そういう気持ちでいたしております。私は、いまお読みいただいたとおり、そのパンフレットは、今年の予算編成の際に、この程度の公共投資をして、この程度のことをやらなければ

なかなかうまく世の中がいかぬというふうな御認識を得るために、実は緊急にしたためまして、政府内にもしくは衆参両院の皆さん方にお読みいただくと思つて出したわけであります。残念ながら、予算をいよいよ最終的に決定いたします際には、それ全部を実行するだけの予算、公共投資の額を予算に計上するに至りませんでした。しかし、ことしは御承知のような経済事情にあるのでございますから、やむを得ぬといひまして、私は引き続き、たとへば道路にいたしましても、一応四兆一千億をもつて五カ年計画を立てておりますけれども、これが今後五カ年間変えないという意味じゃない、来年でも、経済界の事情の変化によりまして、たとへば道路公債の発行も可能になれば発行すべきである、また、一般会計からも繰り入れのできるようになれば、繰り入れもさらに増額すべきである、そしてより急速にこの五カ年計画を執行する、もしくは五カ年計画をさらに改定して、そして大きなものをやらなければならぬ、どうしてもわれの最初に意圖いたしました、さしあたり五カ年間に五兆程度の予算をもつてつくるのを考えれば、とうてい、五年先のことを考えまして、いまの四兆一千億でこのまゝ五カ年間が経過することは適当でないと思つておりました、この点は、予算編成の際にも、大蔵大臣と話し合ひまして、今後の財政事情の変化によつては、あらためて考へるという申し合わせをいたしておるわけであります、できるだけ大幅な予算を計上いたしまして、そして公共投資を大幅に増大して、一般

の庶民が安心のいくようにして、そうして道路に付随して一般の未利用地の利用というに進んでいくべきだ、こう考えております。

○瀬谷英行君 ほかの問題もございませうけれども、別の機会に譲ることにいたしますして、きょうの質問はこれでやめておきます。

○委員長(北村暢君) 田上委員。

○田上松衛君 すわったままで申し上げますが、きわめて露骨に申し上げまして、自民党の七月の総裁改選、さらには、次期政権担当者問題に直ちに響くであろうところの、おそらく今年末ごろと予想せられる衆議院の選挙等、こういうものまでも思惑に入れまして、自他ともに認められていたところの実力者河野大臣の今回の建設行政の基本政策に関する所信表明、これらに国民の各層から関心と注目を集めた例はおそらく少なかっただろうと冒頭に感ずるわけであります。私も、また異常な注意と興味を深めまして検討を重ねてきたわけでございしますが、文章の中に表現されるところの大臣の時局認識、あるいは情勢の分析、さらには着想、計画策定の方向といえますか、こういうものについては、変な言い分ですけれども、となく、いままでの事なかれ主義のものや、あるいは他の各省に見るような、雨が降ったらかささしましよ、程度のおあいうえうなものや違ひまして、さすがにやはり河野大臣だけあるなという感じを率直に受けたわけですね。だけれども、具体的な内容についていろいろ見てみると、なお幾多の疑問、あるいは言い過ぎになるかもしれぬけれども、不満さを感じずにはおられない。こういう

わけで、すでに他の委員からいろいろな角度からの質疑が行なわれたことでありますけれども、あえて数点について、これは大臣に対してだけ、御方針だけをお伺いしておきたい、こう思うわけですね。ただし、先刻から承っております大臣のきょうのきわめて制約されております時間の都合等を考慮いたしまして、問題をしばって簡潔に、露骨に申し上げますから、大臣もしたがってまた率直に飾らずに、そして要領よく御答弁いただきたい、これは前置きです。

新道路整備五カ年計画の一つのことといまして、地方単独事業を、現行の五カ年計画の三千五百億円を一躍二・四三倍の八千億円に伸ばしている。これは一般道路事業を、現行の一兆三千億円を一・六九倍の二兆二千億に引き上げたことに比べると、これはもう言うまでもないたいへん高率であります。なお、有料道路の四千五百億円を二・三倍の一兆一千億円に改めたことと比較いたしてみても、なおかつ一〇%も多いという伸びを見積もっておられるわけですが、このことは、地方財政の現実を考慮しないというよりも、露骨に申し上げますと、むしろ目をそらしてしまつた非常に不当な、極言するならば、残酷と言つてもいいような計画ではないかという感じをするわけでありまして、もつとわかりやすく申し上げますと、三十八年度九百三十億円であった地方の単独事業は、三十九年度が実に千二百四十億円に飛んでしまつておる。この伸びは、言うまでもなく三二%増であります。これを直轄事業負担金及び補助事業負担金等の伸びの二二%と比べます

と、明らかにまた一〇%増大しておるというわけでありまして、地方といたしましては、国の直轄事業でも四分の一の負担をさせられます。補助事業であつても、最小限四分の一、大部分は二分の一の負担を必要とされている現在の制度の中で考えてみますと、大多数の経済的苦悩の地方が何とか地域格差を縮めたいことのために、背に腹は変えられぬからという思いで、四苦八苦をおおひ隠しまして、無理に事業を要請しているのが偽りない私は実相だと考えているのであります。それなのに、さらに単独で、三十九年度中に一千二百四十億円という巨額を容易に負担することがはたして可能であろうかどうか、この疑問であります。この点どうお考えになつておりますか。

○田上松衛君 私が伺ひしておる要点は、どういふ地域をどうするかというよりも、むしろ道路事業というものの対しする考え方を、いわゆる地域格差を何とかして早く縮めなければならぬんだというその角度から実は申し上げておるわけでありまして、いまお話しになった点は、もちろんよくわかつております。それから、よいことですが、いろいろこのことのために財政措置を一応講じておられることも、よくわかるわけです。しかしながら、これらについては、幾多の不確実性がやはりひそんでおるのだ、きょう時間がございせんから、ことに討論でないのですから、意見は省くことにいたしますけれども、いずれにいたしましても、大きな不確実性というものがひそんでおることを見のしなくてはならない。したがって、もしこの

負担に耐えられないという地域だけは、これは当然単独事業というものは完遂できないということをお伺ひしてしまふというところをおそれるわけですね。しかも、この場合では、負担の可能な地方と負担が困難だという地方とすます拡大する結果を招いてしまふということにはならないか。この点をおそれるので、その角度からお伺ひしてはならないです。

○國務大臣(河野一郎君) 御心配も、むしろ、そういうことを考えなければならぬと思ひますけれども、一応自治省のほうと打ち合わせをし、また、各知事さんの御要望にも一々御懇談申し上げまして、この程度でいくのでなければ、むしろ地方の要請にこたえぬのではないかと、ただし、先ほどお話しになりましたように、奈良県のごときも、新たに非常に大規模な道路工事をやります。こういう場合には、自治省のほうから、単独で公債をひとつ認めてもらふというふうにしてやるとかいうふうな方法を講じなければならぬ場合も出てくると思ひますけれども、いづれにしても、いまお話しのように、ますます地域差が出てくるものでございしますから、それを、いままでのような終戦後の数字をそのまま積み上げていったんでは、だんだん格差が大きくなつてくるというところも考えつつ、実はこころで思ひ切つてやりかえてみよう、いまだ具体的に申し上げるのには早いかもしれませんが、先ほど申しましたとおりに、きょう道路審議会の御参集を願つて、道路法も今後できれば、私はこの国会までにまとめて道路法の根本的な改正をして、そ

と、明らかにまた一〇%増大しておるというわけでありまして、地方といたしましては、国の直轄事業でも四分の一の負担をさせられます。補助事業であつても、最小限四分の一、大部分は二分の一の負担を必要とされている現在の制度の中で考えてみますと、大多数の経済的苦悩の地方が何とか地域格差を縮めたいことのために、背に腹は変えられぬからという思いで、四苦八苦をおおひ隠しまして、無理に事業を要請しているのが偽りない私は実相だと考えているのであります。それなのに、さらに単独で、三十九年度中に一千二百四十億円という巨額を容易に負担することがはたして可能であろうかどうか、この疑問であります。この点どうお考えになつておりますか。

○國務大臣(河野一郎君) 結論から申し上げますと、先ほどお話しになりましたとおり、地方財政が相当好転しておるといふこと、そのために、大蔵省、自治省等とも十分打ち合わせをいたしまして、この程度ならば消化できるだろうというところで、結論として、この数字をとりました。

内容から申しますれば、これも御承知のとおり、各府県から建設省に要求して、これもやつてほしい、あれもやつてほしいと要求しておりますものから見ますれば、まだまだ少ないのじやないかというふうにも考えまして、私は、これも御承知のことと存じます。従来、各府県の事業割り当てを、毎年予算が何%ふえたから、前年度に比して、何県は何%増の事業の割り当てをしていくというふうにしてやっておりますものを、今年は全然新しい角度に

○田上松衛君 私が伺ひしておる要点は、どういふ地域をどうするかというよりも、むしろ道路事業というものの対しする考え方を、いわゆる地域格差を何とかして早く縮めなければならぬんだというその角度から実は申し上げておるわけでありまして、いまお話しになった点は、もちろんよくわかつております。それから、よいことですが、いろいろこのことのために財政措置を一応講じておられることも、よくわかるわけです。しかしながら、これらについては、幾多の不確実性がやはりひそんでおるのだ、きょう時間がございせんから、ことに討論でないのですから、意見は省くことにいたしますけれども、いずれにいたしましても、大きな不確実性というものがひそんでおることを見のしなくてはならない。したがって、もしこの

負担に耐えられないという地域だけは、これは当然単独事業というものは完遂できないということをお伺ひしてしまふというところをおそれるわけですね。しかも、この場合では、負担の可能な地方と負担が困難だという地方とすます拡大する結果を招いてしまふということにはならないか。この点をおそれるので、その角度からお伺ひしてはならないです。

○國務大臣(河野一郎君) 御心配も、むしろ、そういうことを考えなければならぬと思ひますけれども、一応自治省のほうと打ち合わせをし、また、各知事さんの御要望にも一々御懇談申し上げまして、この程度でいくのでなければ、むしろ地方の要請にこたえぬのではないかと、ただし、先ほどお話しになりましたように、奈良県のごときも、新たに非常に大規模な道路工事をやります。こういう場合には、自治省のほうから、単独で公債をひとつ認めてもらふというふうにしてやるとかいうふうな方法を講じなければならぬ場合も出てくると思ひますけれども、いづれにしても、いまお話しのように、ますます地域差が出てくるものでございしますから、それを、いままでのような終戦後の数字をそのまま積み上げていったんでは、だんだん格差が大きくなつてくるというところも考えつつ、実はこころで思ひ切つてやりかえてみよう、いまだ具体的に申し上げるのには早いかもしれませんが、先ほど申しましたとおりに、きょう道路審議会の御参集を願つて、道路法も今後できれば、私はこの国会までにまとめて道路法の根本的な改正をして、そ

○田上松衛君　いまお答えになりました見方、それは一面確かにそういう状況にあることはよく承知しております。ただし、先刻申し上げましたように、とにかく各府県の間でも地域格差を何とかして早く縮めなければならぬ、そこで、背に腹はかえられぬ思いで要請しているのだという、その点だけはお忘れないようにしていただきたい。

かという点を先にお聞きしておきます。

○**國務大臣（河野一郞君）** 申し上げるまでもなく、欧米各国におきましても、すでにただいまお話しになりました後者の性格をもつていずれも計画、意図されているように了承します。日本におきましても、そういう方向にいくべきものではないだろうか、こう考えております。

整備していくというようにやっていますが、有料道路にしてみますれば、この五カ年計画に四兆の程度をもつてしましては、わずかに東京・大阪間、いまの東名を完成するということが、それから中央道におきましては、吉田辺までができ上がるということ、その他の、たとえば九州の縦貫、中国の縦貫もしくは東北縦貫にいたしましても、わずかにその

十カ年のビジョンを想定しておるわけ
でございます。これについてのもし御
説明をということでございますしたら、
ほんとうの素案でございますけれど
も、一応運輸省の御意見も承つてま
めたものがございますから、委員長さ
んのお計らいで、適当な時期にひとつ
図表等も差し上げて、事務局から詳細
説明する時間をちようだいできれば、
御説明を申し上げたいと思います。

派遣委員の報告に対する質疑を行ないます。

○質疑のある方は順次御発言を願います。

○田上松衛君 お断りいたしましたように、いろいろ時間等を考えまして、きわめて要点を、私から申し上げますと、きわめて要領よく御報告申し上げますたつもりでございますして、大体おわかり願ったんじゃないだろうかと思

考えますので、もしお許し願えるならば、報告をそのまま御承認いただきたいものだ、こう考えます。

○委員長(北村暢君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記をつけて。本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時五十三分散会

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

公営住宅法第六條第三項に基づき、承認を求めるの件

公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第六條第三項の規定に基づき、別紙公営住宅建設三箇年計画について、承認を求める。

公営住宅建設三箇年計画

昭和三十九年度から昭和四十一年度までの公営住宅建設三箇年計画を次のとおり定める。

一、公営住宅二〇〇、〇〇〇戸を建設する。

二、一の内訳は、おおむね次のとおりとする。

第一種公営住宅 八〇、〇〇〇戸

第二種公営住宅 一二〇、〇〇〇戸

三、公営住宅は、地域別の住宅需要に即応するとともに、母子世帯、炭鉱離職者等で特別の考慮を必要とする者についての対策にも配慮して、その建設を行う。

四、公営住宅は、原則として不燃堅

ろう構造とするともに、その立体化と規模の引上げを図る。

五、公営住宅は、良好な環境を確保するように、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、水利の水道優先に関する請願(第四六二号)

二、鹿児島市、西桜島村橋腰間の架橋等に関する請願(第四七五号)

一、福島県伊南川の多目的ダム建設に関する請願(第五三〇号)

一、豪雪地帯における交通確保に関する請願(第五三一号)

一、国道宇都宮・米沢線の格上げ、改良整備等に関する請願(第五三二号)

一、東北自動車道路の早期着工に関する請願(第五三三三号)

一、主要地方道・郡山―標葉線等の国道編入に関する請願(第五三四号)

一、阿武隈川流域地帯の水害防止のため河岸並びに河床改良工事の直轄施行に関する請願(第五三九号)

第四六二号 昭和三十九年二月四日受理

水利の水道優先に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

水道の水利が他に優先するよう法令を改正されたいとの請願。

近時、水道の普及と工業の発達に伴う

水源の利用は増大しつつあるが、競合する水利については水が生存に絶対必要なものであるにもかかわらず、水道のための水利が優先されていない。水道法においては水道施設管理の適正合理化と水道事業の保護育成をその目的としているが、水源の確保については、何らの規定もなく、又河川法においても流水の占用、かんがい、発電、工業用水等すべて同等に規定されているが、水道水利のひつ迫している現況から水道の水利が優先されるよう早急に法令を改めたい。

第四七五号 昭和三十九年二月四日受理

鹿児島市、西桜島村橋腰間の架橋等に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉外一名

紹介議員 田中 茂穂君

鹿児島市と西桜島村橋腰間海上四キロメートルに橋りょうを架設されたい。これが早急に実現できなければ暫定措置として国営の連絡船を新設するよう懇願するとの請願。

鹿児島県大隅地方は地理的条件が不利なため、豊富な資源を有しながら産業文化の開発がはなだしく遅れている。

昭和二十八年以来、南九州総合開発特定地域計画により、当地域の開発も着々進展しつつあるが、産業文化開発上の最大のおい路は本県における唯一の消費都市である鹿児島市と海をへだてていることである。

第五三〇号 昭和三十九年二月六日受理

福島県伊南川の多目的ダム建設に関する請願

請願者 福島市杉妻町二番三号 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第五三一号 昭和三十九年二月六日受理

豪雪地帯における交通確保に関する請願

請願者 福島市杉妻町二番三号 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三六一号と同じである。

第五三二号 昭和三十九年二月六日受理

国道宇都宮・米沢線の格上げ、改良整備等に関する請願

請願者 福島市杉妻町二番三号 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

住民の不安を除去し、地域産業開発を推進するために、福島県中通地帯を貫流する阿武隈川の河床並びに河岸の改良工事を国の直轄事業として実施促進せられるよう、福島県町村議会議長の決議により要望するとの請願。

阿武隈川は、河岸の浅い箇所や河岸に岩石が突出し幅員がせまめられていて箇所が多く、従って豪雨又は降雨が長期化する、各地には氾濫し、いちじるしい水害をこうむることが多く、流域住民は常に不安の状態におかれている。同河川流域地帯は、平坦で工場建設適用地が相当あるが、水害を受けやすいため工場の開発がはばまれてい

第五三三三号 昭和三十九年二月六日受理

東北自動車道路の早期着工に関する請願

請願者 福島市杉妻町二番三号 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三六二号と同じである。

第五三四号 昭和三十九年二月六日受理

主要地方道・郡山―標葉線等の国道編入に関する請願

請願者 福島市杉妻町二番三号 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三六四号と同じである。

第五三九号 昭和三十九年二月六日受理

阿武隈川流域地帯の水害防止のため河岸並びに河床改良工事の直轄施行に関する請願

請願者 福島市杉妻町二番三号 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十九年二月二十二日印刷

昭和三十九年二月二十四日発行